明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

三九・〇三	スチレンの重合体（一次製品に限る。）			
	ポリスチレン			
三九〇三・一一	多泡性のもの			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	〇・七八%	B 10	G
	その他のもの		A	
三九〇三・一九	その他のもの			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	一・三%	B 10	G
	その他のもの		A	
三九〇三・二〇	スチレン―アクリロニトリル（SAN）共重合体		A	
三九〇三・三〇	アクリロニトリル―ブタジエン―スチレン（ABS）共重合体		A	
三九〇三・九〇	その他のもの		A	
三九・〇四	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（一次製品に限る。）		A	
三九・〇五	酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。）		A	
三九・〇六	アクリル重合体（一次製品に限る。）		A	
三九・〇七	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）		A	
三九・〇八	ポリアミド（一次製品に限る。）		A	
三九・〇九	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）		A	
三九一〇・〇〇	シリコーン（一次製品に限る。）		A	
三九・一一	石油樹脂、クマロン―インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		A	
三九・一二	セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		A	
三九・一三	天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		A	
三九一四・〇〇	第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。）		A	
三九・一五	プラスチックのくず		A	
三九・一六	プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの形材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）		A	
三九・一七	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）		A	
三九・一八	プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注9のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材		A	
三九・一九	プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着剤を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）		A	
三九・二〇	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）		A	
三九・二一	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ		A	
三九・二二	プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品		A	
三九・二三	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、蓋、キャップその他これらに類する物品		A	
三九・二四	プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品		A	
三九・二五	プラスチック製の建築用品（他の項に該当するものを除く。）		A	
三九・二六	その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品		A	

第四〇類	ゴム及びその製品		A	
第四一類	原皮（毛皮を除く。）及び革			
四一・〇一	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）			
四一〇一・二〇	全形の原皮（重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。）			
	クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの		A	
	その他のもの	一二%	B 10	
四一〇一・五〇	全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）			
	クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの		A	
	その他のもの	一二%	B 10	
四一〇一・九〇	その他のもの（バット、ベンズ及びベリーを含む。）			
	クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの		A	
	その他のもの	一二%	B 10	
四一・〇二	羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているかいないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。）		A	
四一・〇三	その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。）		A	
四一〇三・二〇	爬（は）虫類のもの		A	
四一〇三・三〇	豚のもの			
	なめし過程にないもの		A	
	その他のもの	一・二%	B 7	G
四一〇三・九〇	その他のもの		A	
四一・〇四	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）			
	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの			
四一〇四・一一	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット			
	クロムなめしのもの		A	
	その他のもの	一二%	B 10	
四一〇四・一九	その他のもの			
	クロムなめしのもの		A	
	その他のもの	一二%	B 10	
	乾燥状態（クラスト）のもの			
四一〇四・四一	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット			
	なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの			
	クロムなめしのもの		A	
	その他のもの	一二%	B 10	
	その他のもの			
	染着色したもの			
	染着色したもの（全形の牛の皮（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛の皮並びにローラーレザーを除く。）	一三・三%	B 10	
	その他のもの	一六%	B 10	
	その他のもの	一二%	B 10	